

第 6 節 特定輸出申告手続

システムを使用して特定輸出申告を行う場合は、この節の定めるところによる。

1 特定輸出申告事項の登録

(1) 特定輸出申告事項の登録

関税法第 67 条の 3（輸出申告の特例）の規定により、税関長の承認を受けた者（以下「特定輸出者」という。）の工場若しくは倉庫等（以下「自社施設」という。）又は保税地域に蔵置されている貨物について、特定輸出申告を行う者又はその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）は、特定輸出申告（「輸出申告」業務（業務コード：EDC））を実施する前に、特定輸出申告事項をこの章第 2 節 1 (1)（輸出申告等事項の登録）に準じて、システムに登録する。

ただし、特定輸出申告事項をシステムに登録するにあたって、他の通関業者等を「申告予定者」に指定した場合は、当該申告予定者である通関業者等が後記 3（特定輸出申告）により、特定輸出申告をシステムに登録する。

なお、登録済申告可能者であれば、後記 2（特定輸出申告事項の訂正）による訂正、又は後記 3（特定輸出申告）による特定輸出申告のシステムへの登録を実施することができる。

また、「輸出申告事項登録」業務（業務コード：EDA）を実施する前に、税関手続関連（航空編）－貨物関係手続－第 2 章第 3 節（輸出貨物情報の登録）により、貨物情報をシステムに登録する必要がある。

◎ 留意事項

次の項目については、システムに登録されている貨物情報と一致している必要があることから留意すること。

- ・申告予定者（「申告予定者」欄）（注）
- ・貨物個数（「貨物個数」欄）

（注）入力者が申告可能者としてシステムに登録されている場合であって、貨物情報に申告予定者が登録されている場合は、入力者と申告予定者が一致している必要がある。

(2) 出力情報

前記 (1)（特定輸出申告事項の登録）により、特定輸出申告事項がシステムに登録された場合は、通関業者等に次の情報がそれぞれ配信される。

| 出力情報 | 出力情報コード | 出力条件 |
|-----------------|-----------|-------------------------------|
| 特定輸出申告入力控情報（大額） | AAEOEA2 | 「大額・少額識別＊」欄に「L」（大額申告）を入力した場合。 |
| 特定輸出申告入力控情報（少額） | AAEOF A 2 | 「大額・少額識別＊」欄に「S」（少額申告）を入力した場合。 |

2 特定輸出申告事項の訂正

(1) 特定輸出申告事項の訂正

前記 1（特定輸出申告事項の登録）により、システムに登録した特定輸出申告事項の内容を「輸

出申告」業務（業務コード：EDC）による特定輸出申告前に訂正する場合は、この章第2節2(1)（輸出申告等事項の訂正）に準ずる。

(2) 出力情報

前記(1)（特定輸出申告事項の訂正）により、特定輸出申告事項が訂正された場合は、通関業者等に前記1(2)（出力情報）の情報が配信される。

3 特定輸出申告

(1) 特定輸出申告

前記1（特定輸出申告事項の登録）（前記2（特定輸出申告事項の訂正）により訂正した場合は、当該訂正）による応答画面の出力内容又は前記1(2)（出力情報）で配信された「特定輸出申告入力控情報（大額）」（出力情報コード：AAE0EA2）若しくは「特定輸出申告入力控情報（少額）」（出力情報コード：AAE0FA2）の内容を確認の上、次により特定輸出申告をシステムに登録する。

また、登録済申告可能者においても特定輸出申告をシステムに登録することができる。

特定輸出申告の登録は審査を行った通関士が行うが、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第20節（通関士審査結果の登録）により、申告内容について、事前に通関士の審査を受けた旨がシステムに登録されている場合は、通関士以外の者が登録することもできる。

イ 「輸出申告」業務（業務コード：EDC）を利用する方法

「輸出申告」業務（業務コード：EDC）を利用して、次の事項を入力し送信する。

| 項目名 (入力画面) | 内 容 | | | | | | | | |
|----------------------|--|-----|-----|-------|---|-------|---|------|----------|
| 申告等番号 (「申告等番号*」欄) | 申告等番号を必須入力する。 | | | | | | | | |
| 申告条件 (「申告条件」欄) | 次の区分に応じたコードを入力する。 <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>コード</th></tr></thead><tbody><tr><td>搬入時申告</td><td>I</td></tr><tr><td>開庁時申告</td><td>K</td></tr><tr><td>通常申告</td><td>(入力しない。)</td></tr></tbody></table> | 区 分 | コード | 搬入時申告 | I | 開庁時申告 | K | 通常申告 | (入力しない。) |
| 区 分 | コード | | | | | | | | |
| 搬入時申告 | I | | | | | | | | |
| 開庁時申告 | K | | | | | | | | |
| 通常申告 | (入力しない。) | | | | | | | | |

ロ 「輸出申告事項登録」業務（業務コード：EDA）の応答画面を利用する方法

前記1（特定輸出申告事項の登録）（前記2（特定輸出申告事項の訂正）により訂正した場合は、当該訂正）により特定輸出申告事項をシステムに登録した場合は、登録した内容が「特定輸出申告入力控情報（大額）」（出力情報コード：AAE0EA2）又は「特定輸出申告入力控情報（少額）」（出力情報コード：AAE0FA2）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、必要な申告条件を入力し、送信する。

(2) 特定輸出申告の受理及び通知

前記(1)（特定輸出申告）により特定輸出申告が受理された場合は、各出力情報の「区分」欄に、次の区分に応じたコードが付与されて、それぞれ配信される。

また、審査区分が「3」（検査扱い）であり、かつ、検査区分を付与する設定がされている通関

蔵置場である場合は、「区分」欄の3桁目に検査区分コードが付与される。

ただし、自由化申告の場合においては、下表の検査区分コードの付与は行われない。

| 審査区分 | 審査区分コード |
|-------------|---------|
| 簡易審査扱い | 1 |
| 簡易審査扱い（保留中） | *1 |
| 書類審査扱い | 2 |
| 検査扱い | 3 |

| 検査区分 | 検査区分コード |
|-------|---------|
| 現場検査 | R |
| 検査場検査 | K |

イ 審査区分が「1」（簡易審査扱い）の場合

| 出力情報 | 出力情報コード | 出力条件 | 配信先 |
|----------------|---------------|-------------------------------|---------------|
| 特定輸出許可通知情報（大額） | 別紙4（許可通知情報）参照 | 「大額・少額識別*」欄に「L」（大額申告）を入力した場合。 | 通関業者等輸出者（注1） |
| 特定輸出許可通知情報（少額） | | 「大額・少額識別*」欄に「S」（少額申告）を入力した場合。 | |
| 許可・承認貨物（輸出）情報 | AAE4081 | 特定輸出申告が許可された場合。 | 通関蔵置場（注1）（注2） |

（注1）配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

（注2）貨物が搬入される前の場合は搬入予定蔵置場に配信され、搬入された後の場合は貨物が搬入された通関蔵置場に配信される。

ロ 審査区分が「2」（書類審査扱い）又は「3」（検査扱い）の場合

| 出力情報 | 出力情報コード | 出力条件 | 配信先 |
|---------------|----------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| 特定輸出申告控情報（大額） | 別紙5（申告（変更）控情報）参照 | 「大額・少額識別*」欄に「L」（大額申告）を入力した場合。 | 通関業者等 |
| 特定輸出申告控情報（少額） | | 「大額・少額識別*」欄に「S」（少額申告）を入力した場合。 | |
| 検査指定情報 | この章第2節3(5)イ（システムにより検査指定がされた場合）参照 | システムにより検査指定がされた場合。（注1） | 通関業者等通関蔵置場（注2） 検査立会者（注2） |

（注1）「3」（検査扱い）の審査区分が付与され、かつ、検査区分を付与するものとして設定されている通関蔵置場の場合又はこの章第2節3(5)ロ（審査区分変更により検査指定がされた場合）により、税関による検査指定がされた場合に配信される。

（注2）配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

ハ 道路運送車両法における輸出抹消仮登録を証明する旨がシステムに登録されている場合

| 出力情報 | 出力情報コード | 出力条件 | 配信先 |
|-----------|---------|--------------------|-------|
| 輸出自動車情報控 | AAE4090 | 特定輸出申告が許可されなかった場合。 | 通関業者等 |
| 輸出許可自動車情報 | AAE4100 | 特定輸出申告が許可された場合。 | |

(3) 特定輸出申告に係る関係書類等の提出

前記(2) (特定輸出申告の受理及び通知) により特定輸出申告が受理された場合は、次により関係書類等を提出する。

なお、関係書類等について、後記ニ (電子ファイルによる提出) の方法により電子ファイルで提出可能であるものの、原本性の確認が必要な書類等が存在する場合には、特定輸出申告等控及び特定輸出等許可通知書の「区分」欄の4桁目に、次の「原紙提出要のコード」が出力されるので参考とすること。

- ・「T」: 審査時に原本性の確認が必要な書類等が存在する場合
- ・「G」: 許可後に原本性の確認が必要な書類等が存在する場合
- ・「M」: 原本性の確認が必要な書類等が審査時に必要なものと許可後に必要なものが混在している場合

また、審査区分として「1」(簡易審査扱い) が付与された場合であって、前記の原紙提出要のコード(「T」、「G」又は「M」)を表示する判定基準に当たらないものの関係書類の提出を要する場合は、特定輸出申告等控及び特定輸出許可等通知書の「区分」欄の4桁目に「Y」が表示されることから参考とすること。

※ 前記1 (1) (特定輸出申告事項の登録) の入力に誤りがあった場合は「T」、「G」、「M」又は「Y」が正しく表示されないこともあるため留意すること。

※ 関係書類の提出を要しない特定輸出申告について関係書類等の提出があった場合は、税関はこれを返却することから留意すること。

また、関係書類の提出を要しない特定輸出申告について関係書類等の提出があった場合は、税関はこれを返却することから留意すること。

イ 提出期限

特定輸出申告の日(審査区分が「1」(簡易審査扱い)の場合は許可の日)の翌日から3日以内(行政機関の休日の日数は算入しない。)

ただし、「区分」欄の4桁目に「T」、「G」又は「M」が表示された特定輸出申告で、後記ニ(電子ファイルによる提出)の方法により電子ファイルで関係書類等を提出する場合において、原本性の確認が必要な書類等については、次の期間内に提出又は提示すること。

- ・「T」又は「M」: 税関により審査終了がシステムに登録されるまで
- ・「G」: 特定輸出申告の許可日の翌日から3日以内(行政機関の休日の日数は算入しない。)

ロ 提出書類

(イ) 「特定輸出申告控(大額)」(出力情報コードについては別紙5(申告(変更)控情報)参照)又は「特定輸出申告控(少額)」(出力情報コードについては別紙5(申告(変更)控情報)参照)1部(ただし審査区分が「1」(簡易審査扱い)の場合を除く。)

(ロ) 申告に係る関係書類

関税法及びその他の関税に関する法令の規定により、特定輸出申告に際して税関に提出すべきものとされている当該特定輸出申告に係る関係書類を提出する。

なお、審査区分が「2」(書類審査扱い)又は「3」(検査扱い)の場合を除き、仕入書の提出は要しない。

(ハ) 検査指定票(申告書用)

検査区分が付与された場合に提出する。

ハ 提出先

特定輸出申告を行った税関（通関担当部門）。

ニ 電子ファイルによる提出

前記ロ(ロ)（申告に係る関係書類）に定める関係書類を電子ファイルにより提出する場合は、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第16節（通関関係書類の電子ファイルによる提出）により行う。この場合、特定輸出申告控の提出を要しない。

なお、自由化申告においては、下記の場合を除き、電子ファイルにより提出する必要があるため留意すること。

- ① 関係書類の電子データのファイル数又は容量の合計がシステムを使用して関係書類を電子的に提出可能なファイル数又は容量制限を超過している場合。
- ② 税関による申告の審査のために特定の関係書類の原本を税関に提出する場合（「区分」欄の4桁目に「T」、「G」又は「M」が出力された場合）。
- ③ 電気通信回線の故障、天災又はシステムの稼働停止等があった場合。

(4) 検査貨物の運搬等

前記(2)（特定輸出申告の受理及び通知）により特定輸出申告が受理され、審査区分として「2」（書類審査扱い）又は「3」（検査扱い）が付与された特定輸出申告に係る貨物について、税関により、検査指定又は検査取止めがシステムに登録された場合の運搬等は、この章第2節3(5)（検査貨物の運搬等）による。

(5) 特定輸出申告後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し

前記(1)（特定輸出申告）により申告が受理された後に、検査立会者の登録、変更又は取消しを行う場合は次による。

イ 「検査立会者登録」業務（業務コード：ATI）の実施

通関業者等は「検査立会者登録」業務（業務コード：ATI）を利用して次の事項を入力し、送信する。

| 項目名 (入力画面) | 内 容 | | | | | | |
|----------------------|---|-----|-----|-------|---|-----|---|
| 申告等番号 (「申告等番号*」欄) | 申告等番号を必須入力する。 | | | | | | |
| 処理種別 (「処理種別*」欄) | 次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>コード</th></tr></thead><tbody><tr><td>登録・変更</td><td>A</td></tr><tr><td>取消し</td><td>C</td></tr></tbody></table> | 区 分 | コード | 登録・変更 | A | 取消し | C |
| 区 分 | コード | | | | | | |
| 登録・変更 | A | | | | | | |
| 取消し | C | | | | | | |
| 検査立会者 (「検査立会者」欄) | (1) 登録又は変更の場合は検査立会者の利用者コードを入力する。 (2) 取消しの場合は入力しない。 | | | | | | |

ロ 出力情報

前記イ（「検査立会者登録」業務（業務コード：ATI）の実施）により、検査立会者がシステムに登録、変更又は取消しされた場合は検査立会者に次の情報が配信される。

| 出力情報 | 出力情報コード | 検査等区分 | 帳票タイトル | 出力条件 |
|--------------|---------|-----------------------------|-------------|-------------------------------|
| 検査指定情報 | AAE5011 | R：現場検査 K：検査場検査 M：見本確認 | 検査指定票（申告書用） | 特定輸出許可前であって、税関により検査指定がされている場合 |
| 検査立会者取消通知（注） | AAE5591 | | 検査立会者取消通知 | 変更又は取消しの場合 |

（注）当初の検査立会者に配信される。

4 特定輸出申告変更事項の登録

前記3（特定輸出申告）による申告後、特定輸出申告に係る許可までの間に、特定輸出申告の内容に誤りがあるため特定輸出申告の内容を変更する場合は、特定輸出申告を行った税関（通関担当部門）の了承を得た上で後記(1)（特定輸出申告変更事項の登録）による。

なお、登録した変更事項については、「輸出申告変更」業務（業務コード：EDE）を実施するまでの間、後記（1）（特定輸出申告変更事項の登録）により訂正することができる。

◎ 留意事項

- ① 次の項目については変更することができないことから、税関（通関担当部門）へ申告内容を変更する旨を申し出た上で、当該特定輸出申告を後記8(2)（特定輸出申告の撤回）により撤回し、改めて特定輸出申告を行うこととなることから留意すること。

| 項目名 | 入力画面 |
|------------|-------------|
| 申告等種別コード | 「申告等種別*」欄 |
| あて先官署コード | 「あて先官署*」欄 |
| 輸出者コード | 「輸出者*」欄 |
| 通関予定蔵置場コード | 「通関予定蔵置場*」欄 |

- ② 変更の登録は、最大9回までシステムを使用して行うことが可能であるが、9回を超える変更については、後記8(3)（特定輸出申告の手作業移行）により、手作業移行を行う。

(1) 特定輸出申告変更事項の登録

イ 呼出しによらない方法

「輸出申告変更事項登録」業務（業務コード：EDA01）を利用して、申告等番号、特定輸出申告により申告した事項及び変更を必要とする事項を入力し送信する。

なお、この章第2節1(1)イ（呼出しによらない方法）に準じて、システムに登録されている貨物情報を利用することができる。

ロ 呼出しによる方法

「輸出申告変更事項呼出し」業務（業務コード：EDD）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、当初の特定輸出申告に係る申告内容が「特定輸出申告変更事項登録情報（大

額)」(出力情報コード：AAE4131)又は「特定輸出申告変更事項登録情報(少額)」(出力情報コード：AAE4141)として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、追加又は変更を必要とする事項を上書き入力し送信する。

| 項目名 (入力画面) | 内容 |
|-----------------------|--|
| 申告等番号 (「申告等番号*」欄) | 申告番号を必須入力する。 |
| 情報呼出識別 (「情報呼出識別」欄) | (1) 大額申告を少額申告に変更する場合は、「S」(少額申告)を入力する。 (2) 少額申告を大額申告に変更する場合は、「L」(大額申告)を入力する。 |

(イ) 「情報呼出識別」欄に「S」(少額申告)を入力した場合

システムに登録されている特定輸出申告事項の内容が、「特定輸出申告変更事項登録情報(少額)」(出力情報コード：AAE4141)として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、追加又は訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

なお、欄部については、システムに登録されている特定輸出申告事項の第1欄目の内容が出力される。

A 出力される項目

| 項目名 | 出力画面 |
|--------------|-------------------|
| 輸出統計品目番号 | 「輸出統計品目番号」欄 |
| 品名 | 「品名*」欄 |
| 他法令コード | 「他法令(1)」欄から「(5)」欄 |
| 輸出貿易管理令別表コード | 「輸出貿易管理令別表コード」欄 |
| 外為法第48条コード | 「外為法第48条コード」欄 |
| 関税減免戻税コード | 「関税減免戻税コード」欄 |
| 内国消費税免税コード | 「内国消費税免税コード」欄 |
| 内国消費税免税識別 | 「内国消費税免税識別」欄 |

B 出力されない項目

- ・貿易形態別符号
- ・出港予定年月日
- ・ベーシックプライス合計
- ・NACCS用コード
- ・数量(1)
- ・数量単位コード(1)
- ・数量(2)
- ・数量単位コード(2)
- ・ベーシックプライス按分係数
- ・ベーシックプライス通貨コード
- ・ベーシックプライス金額

(ロ) 「情報呼出識別」欄に「L」(大額申告)を入力した場合

システムに登録されている特定輸出申告事項の内容が「特定輸出申告変更事項登録情報(大額)」(出力情報コード:AAE4131)として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、追加又は変更を必要とする項目を上書き入力し送信する。

なお、欄部については、システムに登録されている特定輸出申告事項の欄部の内容が第1欄目に出力される。

(ハ) 「情報呼出識別」欄を入力しなかった場合

システムに登録されている特定輸出申告が少額申告の場合は、前記(イ) (「情報呼出識別」欄に「S」(少額申告)を入力した場合)と同様に、「特定輸出申告変更事項登録情報(少額)」(出力情報コード:AAE4141)が出力されることから、出力された内容を確認の上、追加又は変更を必要とする事項を上書き入力し送信する。

変更直前の登録済み特定輸出申告が大額申告の場合は、前記(ロ) (「情報呼出識別」欄に「L」(大額申告)を入力した場合)と同様に、「特定輸出申告変更事項登録情報(大額)」(出力情報コード:AAE4131)が出力されることから、出力された内容を確認の上、追加又は変更を必要とする事項を上書き入力し送信する。

(2) 出力情報

前記(1) (特定輸出申告変更事項の登録)により、特定輸出申告事項を変更した場合は、通関業者等に次の情報が配信される。

| 出力情報 | 出力情報コード | 出力条件 |
|-----------------------|---------|-------------------------------|
| 特定輸出申告変更 入力控情報(大額) | AAE0EB2 | 「大額・少額識別*」欄に「L」(大額申告)を入力した場合。 |
| 特定輸出申告変更 入力控情報(少額) | AAE0FB2 | 「大額・少額識別*」欄に「S」(少額申告)を入力した場合。 |

5 特定輸出申告変更

(1) 特定輸出申告変更の登録

前記4 (特定輸出申告変更事項の登録)による応答画面の出力内容又は前記4(2) (出力情報)で配信された「特定輸出申告変更入力控情報(大額)」(出力情報コード:AAE0EB2)又は「特定輸出申告変更入力控情報(少額)」(出力情報コード:AAE0FB2)を確認の上、次により特定輸出申告を変更する。

特定輸出申告変更の登録は審査を行った通関士が行うが、税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第20節(通関士審査結果の登録)により、申告内容について、事前に通関士の審査を受けた旨がシステムに登録されている場合は、通関士以外の者が登録することもできる。

また、特定輸出申告変更を特定輸出申告先税関官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出が行われている必要がある。

時間外執務要請届の提出については、税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第1節(時間外執務要請届)により行うこと。

イ 「輸出申告変更」業務(業務コード:EDE)を利用する方法

「輸出申告変更」業務(業務コード:EDE)を利用して、次の事項を入力し送信する。

| 項目名 (入力画面) | 内 容 |
|-------------------------|---|
| 申告等番号 (「申告等番号*」欄) | 申告等番号を必須入力する。 |
| 訂正票出力識別 (「訂正票出力識別」欄) | 税関に後記(2)(特定輸出申告変更の受理及び通知)の特定輸出申告変更に係る情報を配信する場合は、あらかじめ税関の了承を得た上で、「P」を入力する。 |

ロ 「輸出申告変更事項登録」業務(業務コード:EDA01)の応答画面を利用する方法

前記4(特定輸出申告変更事項の登録)により特定輸出申告変更事項をシステムに登録した場合は、変更事項の内容が「特定輸出申告変更入力控情報(大額)」(出力情報コード:AAE0EB2)又は「特定輸出申告変更入力控情報(少額)」(出力情報コード:AAE0FB2)として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、必要に応じて「訂正票出力識別」欄に「P」を入力し、送信する。

なお、「訂正票出力識別」欄の入力方法については、前記イ(「輸出申告変更」業務(業務コード:EDE)を利用する方法)に準ずる。

(2) 特定輸出申告変更の受理及び通知

前記(1)(特定輸出申告変更事項の登録)により、特定輸出申告変更が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

| 出力情報 | 出力情報コード | 出力条件 | 配信先 |
|---------------------|------------------|-------------------------------|----------------------------|
| 特定輸出申告変更 控情報(大額) | 別紙5(申告(変更)控情報)参照 | 「大額・少額識別*」欄に「L」(大額申告)を入力した場合。 | 通関業者等 税関(通関担当 部門)(注) |
| 特定輸出申告変更 控情報(少額) | | 「大額・少額識別*」欄に「S」(少額申告)を入力した場合。 | |
| 輸出自動車情報控 | AAE4090 | 輸出抹消仮登録を証明する旨がシステムに登録されている場合。 | |

(注)「訂正票出力識別」欄に「P」を入力した場合に限る。

(3) 特定輸出申告変更に係る関係書類等の提出

前記(2)(特定輸出申告変更の受理及び通知)により特定輸出申告変更が受理された場合は、審査区分として「1」(簡易審査扱い)が付与された場合であって、関係書類の提出が省略される場合を除き、「特定輸出申告変更控(大額)」(出力情報コードについては別紙5(申告(変更)控情報)参照)又は「特定輸出申告変更控(少額)」(出力情報コードについては別紙5(申告(変更)控情報)参照)に当該特定輸出申告内容の変更に係る関係書類を添付し、速やかに特定輸出申告を行った税関(通関担当部門)に提出する。関係書類のうち原本性の確認が必要な書類等が存在する場合は、特定輸出申告等変更控の「区分」欄の4桁目に、次の「原紙提出要のコード」が出力されるので参考とすること。

- ・「T」:審査時に原本性の確認が必要な書類等が存在する場合
- ・「G」:許可後に原本性の確認が必要な書類等が存在する場合
- ・「M」:原本性の確認が必要な書類等が審査時に必要なものと許可後に必要なものが混在して

いる場合

また、審査区分として「1」（簡易審査扱い）が付与された場合であって、前記の原紙提出要のコード（「T」、「G」又は「M」）を表示する判定基準に当たらないものの関係書類の提出を要する場合は、特定輸出申告控及び特定輸出許可通知書の「区分」欄の4桁目に「Y」が表示されることから参考とすること。

※ 前記1（1）（特定輸出申告事項の登録）の入力に誤りがあった場合は「T」、「G」、「M」又は「Y」が正しく表示されないこともあるため留意すること。

※ 関係書類の提出を要しない特定輸出申告について関係書類等の提出があった場合は、税関はこれを返却することから留意すること。

イ 提出期限

特定輸出申告の日（審査区分が「1」（簡易審査扱い）の場合は許可の日）の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）

ただし、「区分」欄の4桁目に「T」、「G」又は「M」が表示された特定輸出申告で、後記ニ（電子ファイルによる提出）の方法により電子ファイルで関係書類等を提出する場合において、原本性の確認が必要な書類等については、次の期間内に提出又は提示すること。

- ・「T」又は「M」：税関により審査終了がシステムに登録されるまで
- ・「G」：輸出の許可日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）

ロ 提出書類

（イ） 特定輸出申告控

特定輸出申告控1部（ただし審査区分が「1」（簡易審査扱い）の場合を除く。）を提出する。

（ロ） 申告に係る関係書類

特定輸出申告の内容を確認するために必要な書類及び関税法第70条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明する書類（以下この章において「関係書類」という。）を提出する。

なお、審査区分として「1」（簡易審査扱い）が付与された場合であって、関係書類の提出を要する場合は、申告番号、申告年月日、申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項（以下この章において「特定輸出申告番号等」という。）を関係書類に付記して提出する。

ただし、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第5節（インボイス・パッキングリスト情報関係手続）により、システムを使用して仕入書を提出している場合には、登録されている項目が不足しているなど当該登録された情報に関する書類を確認する必要があると税関が認める場合を除き、この書類の提出を要しない。

ハ 提出先

特定輸出申告を行った税関（通関担当部門）

ニ 電子ファイルによる提出

前記ロ（ロ）（申告に係る関係書類）に定める関係書類を電子ファイルにより提出する場合は、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第16節（通関関係書類の電子ファイルによる提出）により行う。この場合、特定輸出申告控の提出を要しない。

なお、自由化申告においては、下記の場合を除き、電子ファイルにより提出する必要があるので留意すること。

- ① 関係書類の電子データのファイル数及び容量の合計がシステムを使用して電子的に提出可能なファイル数及び容量制限を超過している場合。
- ② 税関による申告の審査のために特定の関係書類の原本を税関に提出する場合（「区分」欄の4桁目に「T」、「G」又は「M」が出力された場合）。
- ③ 電気通信回線の故障、天災又はシステムの稼働停止等があった場合。

6 特定輸出申告の許可

(1) 特定輸出申告の許可

システムを使用した特定輸出申告が許可された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

| 出力情報 | 出力情報コード | 出力条件 | 配信先 |
|----------------|---------------|-------------------------------|---------------|
| 特定輸出許可通知情報（大額） | 別紙4（許可通知情報）参照 | 「大額・少額識別＊」欄に「L」（大額申告）を入力した場合。 | 通関業者等輸出者（注1） |
| 特定輸出許可通知情報（少額） | | 「大額・少額識別＊」欄に「S」（少額申告）を入力した場合。 | |
| 許可・承認貨物（輸出）情報 | AAE4081 | なし。 | 通関蔵置場（注1）（注2） |
| 輸出許可自動車情報 | AAE4100 | 輸出抹消仮登録を証明する旨がシステムに登録されている場合。 | 通関業者等 |

（注1）配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

（注2）貨物が搬入される前の場合は搬入予定蔵置場に配信され、搬入された後の場合は貨物が搬入された通関蔵置場に配信される。

(2) 特定輸出申告の許可後の検査

イ 特定輸出申告の許可後の検査

適正な輸出通関を確保するため、特定輸出申告の許可後であっても、検査される場合があり、この場合は次の情報がそれぞれ配信される。

| 出力情報 | 出力情報コード | 検査等区分 | 帳票名 | 配信先 |
|----------------|---------|-------------------|-----------------|-----------------------------|
| 検査指定情報（特定輸出申告） | AAE4841 | R：現場検査 K：検査場検査 | 検査指定票（特定輸出申告書用） | 税関 |
| | AAE4851 | M：見本確認 | 検査指定票（特定輸出申告） | 申告者 申請者（注1） 検査立会者（注2） |

（注1）特定輸出許可内容変更を申請した場合であって、申告者と申請者が異なる場合に配信される。

（注2）システムに登録されている場合にのみ配信される。

ロ 特定輸出申告が許可された貨物に係る検査貨物の運搬等

前記イ（特定輸出申告の許可後の検査）により配信された「検査指定情報（特定輸出申告）」（出力情報コード：AAE4851）を利用して、関税法基本通達67-1-8（検査貨物の指

定等)の規定に基づき蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行う。

7 特定輸出許可内容変更申請

通関業者等、混載業者又は航空会社(以下この節において「申請者」という。)が、特定輸出申告の許可後に当該許可済貨物に係る許可内容を変更する場合は、システム内保税地域に貨物を搬入した後、次により特定輸出許可内容変更申請をシステムに登録する。

なお、変更の登録は、同一の特定輸出申告について、前記4(特定輸出申告変更事項の登録)による変更と合わせて最大9回までシステムを使用して行うことができる。

また、通関業者等は、あらかじめ他の通関業者との受委託関係をシステムに登録しておくことにより、変更事項の登録を依頼することができる。

特定輸出許可内容変更申請の登録は審査を行った通関士が行うが、税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第20節(通関士審査結果の登録)により、申告内容について、事前に通関士の審査を受けた旨がシステムに登録されている場合は、通関士以外の者が特定輸出許可内容変更申請を登録することもできる。

(1) 特定輸出許可内容に係る変更(積込港の一括変更を除く。)

イ 輸出許可内容変更申請事項の登録

(イ) 輸出許可内容変更申請事項の登録

特定輸出申告の許可後、当該許可内容を変更する場合は、この章第4節1(1)(輸出等許可内容変更申請事項の登録)に準ずる。

ただし、変更事項は「搭載完了登録(便単位)」業務(業務コード:CLA)又は「搭載完了登録(AWB単位)」業務(業務コード:CLB)が実施されるまでに登録する必要がある。

(ロ) 出力情報

前記(イ)(輸出許可内容変更申請事項の登録)により、特定輸出許可内容変更申請事項が登録された場合は、申請者に次の情報が配信される。

| 出力情報 | 出力情報コード | 出力条件 |
|-----------------------|---------|-------------------------------|
| 特定輸出許可内容変更申請入力控情報(大額) | AAE4231 | 「大額・少額識別*」欄に「L」(大額申告)を入力した場合。 |
| 特定輸出許可内容変更申請入力控情報(少額) | AAE4241 | 「大額・少額識別*」欄に「S」(少額申告)を入力した場合。 |

ロ 輸出許可内容変更申請

前記(イ)(輸出許可内容変更申請事項の登録)による応答画面の出力内容又は前記(ロ)(出力情報)で配信された「特定輸出許可内容変更申請入力控情報(大額)」(出力情報コード:AAE4231)又は「特定輸出許可内容変更申請入力控情報(少額)」(出力情報コード:AAE4241)の内容を確認の上、次により特定輸出許可内容変更申請をシステムに登録する。

なお、特定輸出許可内容変更申請を申請先税関官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。

時間外執務要請届の提出については、税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第1節(時間外執務要請届)により行うこと。

(イ) 「輸出許可内容変更申請」業務(業務コード: EAC)を利用する方法

「輸出許可内容変更申請」業務(業務コード: EAC)を利用して、次の事項を入力し送

信する。

| 項目名 (入力画面) | 内 容 |
|-------------------------|---|
| 申告番号 (「申告番号*」欄) | 申告等番号を必須入力する。 |
| 訂正票出力識別 (「訂正票出力識別」欄) | 税関に「特定輸出許可内容変更申請控情報」(出力情報コード：AAE4411)を配信する場合は、あらかじめ税関の了承を得た上で、「P」を入力する。 |

(ロ) 「輸出許可内容変更申請事項登録」業務(業務コード：EAA)の応答画面を利用する方法

前記イ(輸出許可内容変更申請事項の登録)により特定輸出許可内容変更申請事項を登録した場合は、変更事項の内容が「特定輸出許可内容変更申請入力控情報(大額)」(出力情報コード：AAE4231)又は「特定輸出許可内容変更申請入力控情報(少額)」(出力情報コード：AAE4241)として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、必要に応じて「訂正票出力識別」欄を入力し送信する。

なお、「訂正票出力識別」欄の入力方法については、前記(イ)「輸出許可内容変更申請」業務(業務コード：EAC)を利用する方法)に準ずる。

ハ 輸出許可内容変更申請の受理及び通知

前記ロ(輸出許可内容変更申請)により、特定輸出許可内容変更申請が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

(イ) 審査区分が「1」(簡易審査扱い)の場合

| 出力情報 | 出力情報コード | 配信先 |
|----------------|---------|--------------------|
| 特定輸出許可内容変更通知情報 | AAE4472 | 申請者(注1) 輸出者(注2) |

(注1) 当初申告者と異なる場合は、当初申告者にも配信される。

(注2) 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

(ロ) 審査区分が「2」(書類審査扱い)の場合

| 出力情報 | 出力情報コード | 配信先 |
|-----------------|---------|----------------------|
| 特定輸出許可内容変更申請控情報 | AAE4411 | 申請者 税関(通関担当部門)(注) |

(注) 「訂正票出力識別」欄に「P」を入力した場合に限る。

(2) 積込港の一括変更

申請者は、「積付結果登録(AWB・HAWB単位)」業務(業務コード：ULA)、「積付結果登録(MAWB単位)」業務(業務コード：ULM)、「搭載完了登録(便単位)」業務(業務コード：CLA)又は「搭載完了登録(AWB単位)」業務(業務コード：CLB)が実施されるまでの間に、特定輸出許可済貨物に係る積込港の一括変更を申請する場合は、次により特定輸出許可内容変更申請をシステムに登録する。

イ 輸出許可内容変更申請(積込港一括変更)呼出し

「輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）呼出し」業務（業務コード：EAM）を利用して、次の事項を入力し、送信することにより、MAWBに関連付けが行われているHAWB番号が、最大で30件まで「輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）呼出し結果情報」（出力情報コード：AAE5080）として応答画面に出力される。

| 項目名 (入力画面) | 内 容 |
|---------------------------|--|
| MAWB番号 (「MAWB番号*」欄) | MAWB番号を必須入力する。 |
| 変更前積込港コード (「変更前積込港」欄) | 変更前の積込港を指定して呼び出す場合は、国連LOCODE（「業務コード集」参照）の地域コード3桁で入力する（例：成田空港の場合「NRT」）。 |
| 変更後積込港コード (「変更後積込港*」欄) | 変更後の積込港を国連LOCODE（「業務コード集」参照）の地域コード3桁で必須入力する（例：成田空港の場合「NRT」）。 |
| 蔵置場コード (「蔵置場*」欄) | 貨物が蔵置されている保税地域を保税地域コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。 |

ロ 輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）

前記イ（輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）呼出し）による応答画面の出力内容を確認の上、次の事項を入力し送信することにより、特定輸出許可内容変更申請をシステムに登録する。

なお、特定輸出許可内容変更申請を申請先税関官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。

時間外執務要請届の提出については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第1節（時間外執務要請届）により行うこと。

| 項目名 (入力画面) | 内 容 | | | | | | | | |
|---------------------------------|---|-----|-----|--------------|---|--------------|---|---------------------------------|---|
| 申告先種別コード (「申告先種別」欄) | <p>積込港の変更を要する全ての申告等番号に対して、一括して申告先種別を変更する場合は、次の区分に応じたコードを入力する。</p> <p>変更しない場合は、入力を要しない。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般申告（緊急通関貨物）</td> <td>R</td> </tr> <tr> <td>一般申告（特別通関貨物）</td> <td>T</td> </tr> <tr> <td>特定輸出申告等において「R」又は「T」が登録された場合の取消し</td> <td>N</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | コード | 一般申告（緊急通関貨物） | R | 一般申告（特別通関貨物） | T | 特定輸出申告等において「R」又は「T」が登録された場合の取消し | N |
| 区 分 | コード | | | | | | | | |
| 一般申告（緊急通関貨物） | R | | | | | | | | |
| 一般申告（特別通関貨物） | T | | | | | | | | |
| 特定輸出申告等において「R」又は「T」が登録された場合の取消し | N | | | | | | | | |
| 変更理由コード (「変更理由*」欄) | 変更理由を変更理由コード（輸出許可後訂正理由）（「業務コード集」参照）で必須入力する。 | | | | | | | | |
| 出港予定年月日 | (1) 申告貨物の搭載予定年月日を西暦（8桁）で入力する。 | | | | | | | | |

| 項目名 (入力画面) | 内 容 |
|---------------------------------|--|
| 「出港予定年月日」欄) | (2) 次の条件を満たすこと。 入力日 ≤ 出港予定年月日 ≤ 入力日 + 30日 (3) 変更後の積込港がシステム対象外の場合は必須入力する。 |
| 以下の項目は、最大 30 欄まで繰り返し入力することができる。 | |
| 処理識別 (欄名なし) | 積込港の変更を要しない申告等番号の場合は、「X」を入力する。 |
| 申請官署コード (「変更後官署」欄) | (1) 「蔵置場*」欄への入力内容に基づき、当該蔵置場を管轄する税関官署の税関官署コード(「業務コード集」参照)がシステムにより自動的に出力される。 (2) 入力者の利用者コードについて、輸出申告等先税関官署がシステムに登録されている場合は、輸出申告等先税関官署として登録されている税関官署コード(「業務コード集」参照)が(1)に優先してシステムにより自動的に出力される。 (3) 「申告先種別」欄に「T」(一般申告(特別通関貨物))を入力した場合は、(1)及び(2)に関わらず、当該蔵置場を管轄する税関官署の開庁時間外の申告を受け付ける税関官署の税関官署コード(「業務コード集」参照)がシステムにより自動的に出力される。 (4) 次に該当する場合は、申請先の税関官署コード(「業務コード集」参照)を入力する。 ① 税関の指示により変更する場合。 ② 申請に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物の積込港を管轄する税関官署が(1)、(2)又は(3)により出力される税関官署と異なる場合。 |
| 申請先部門コード (「部門」欄) | (1) 当該許可情報に登録されている輸出統計品目番号を担当する部門の部門コードが、システムにより自動的に出力される。 (2) 税関の指示により変更する場合は、部門コードを入力する。 (3) 少額申告の場合において、当該許可情報に輸出統計品目番号が登録されていなかった場合は、必須入力する。 |

入力したMAWB番号について、関連付けが行われているHAWB番号が30件を超す場合は、残りのHAWB番号が30件単位で「輸出許可内容変更申請(積込港一括変更)呼出し結果情報」(出力情報コード:AAE5080)として応答画面に繰り返し出力されることから、変更を要するHAWB番号について必要な事項を入力し送信する。

ハ 輸出許可内容変更申請(積込港一括変更)の受理及び通知

前記ロ(輸出許可内容変更申請(積込港一括変更))により、特定輸出許可内容変更申請が受理された場合は、次の情報が配信される。

(イ) 審査区分が「1」（簡易審査扱い）の場合

| 出力情報 | 出力情報コード | 配信先 |
|----------------|---------|--------------------|
| 特定輸出許可内容変更通知情報 | AAE4472 | 申請者（注1） 輸出者（注2） |

（注1）当初申告者と異なる場合は、当初申告者にも配信される。

（注2）配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

(ロ) 審査区分が「2」（書類審査扱い）の場合

| 出力情報 | 出力情報コード | 配信先 |
|-----------------|---------|-----|
| 特定輸出許可内容変更申請控情報 | AAE4411 | 申請者 |

(3) 特定輸出許可内容変更申請に係る関係書類等の提出

イ 関係書類等の提出

前記(1)ハ（輸出許可内容変更申請の受理及び通知）又は前記(2)ハ（輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）の受理及び通知）により特定輸出許可内容変更申請が受理された場合であって、審査区分として「2」（書類審査扱い）が付与された場合は「特定輸出許可内容変更申請控」（出力情報コード：AAE4411）に許可内容変更に係る関係書類を添付し、特定輸出許可内容変更申請の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）に特定輸出申告等変更申請を行った税関（通関担当部門）に提出する。

なお、審査区分が「1」（簡易審査扱い）の場合は「特定輸出許可内容変更通知書」（出力情報コード：AAE4472）及び関係書類の提出を省略できる。

ロ 電子ファイルによる提出

前記イ（関係書類等の提出）に定める関係書類等を電子ファイルで提出する場合は、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第16節（通関関係書類の電子ファイルによる提出）により、特定輸出許可内容変更申請の日の翌日から3日以内又は搭載完了登録が行われるまでのいずれか早いとき（行政機関の休日の日数は算入しない。）までに提出すること。この場合、「輸出許可内容変更申請」業務（業務コード：EAC）において「訂正票出力識別」欄に「P」を入力していたときは、特定輸出許可内容変更申請控の提出を省略できる。

なお、特定輸出許可時点で電子ファイルによる提出を行っていた場合であって、特定輸出許可内容変更申請に係る電子ファイルによる提出にあたり、ファイル数若しくは容量を超過する場合は、税関に申し出た上で、特定輸出許可内容変更申請控及び特定輸出許可内容変更申請に係る関係書類のみを書面にて税関（通関担当部門）に提出する。この場合、「申告添付訂正」業務（業務コード：MSY01）の窓口提出への切替えを行わないこと。

(4) 特定輸出許可内容の変更通知

システムを使用した特定輸出許可内容変更申請について、審査区分が「2」（書類審査扱い）の場合であって、税関（通関担当部門）により変更が認められた場合は、「特定輸出許可内容変更通知情報」（出力情報コード：AAE4482）が申請者（当初申告者と異なる場合は、当初申告者を含む。）及び輸出者（配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。）に配信される。

なお、特定輸出許可内容変更を申請した税関官署と特定輸出申告を許可した税関官署が異なる場合は、通関業者等は審査区分に関わらず、「特定輸出許可内容変更通知情報」（出力情報コード：

AAE4472又はAAE4482)を許可した税関(通関担当部門)にも提出することとなることから留意すること。

8 許可及び承認等情報の登録並びに撤回及び手作業移行等

貨物情報がシステムに登録されている貨物(AWB番号が払い出されている貨物)について、書面により特定輸出申告を行った場合の許可の登録又はシステムを使用した特定輸出申告及び特定輸出許可内容変更申請手続について、撤回又は手作業移行等を行う場合は、次による。

(1) 貨物情報がシステムに登録されている貨物に係る特定輸出許可情報の登録

イ 特定輸出申告書の提出

貨物情報がシステムに登録されている貨物について書面により特定輸出申告を行う場合は、「特定輸出申告書」(税関様式C第5010号の標題を「特定輸出申告書」と訂正したもの)に次の事項を記載し提出する。

- ・申告者の利用者コード
- ・貨物の蔵置場所の保税地域コード(「業務コード集」参照)
- ・積込港の国連LOCODE(「業務コード集」参照)

ロ 許可の登録

前記イ(特定輸出申告書の提出)により、特定輸出申告が許可された場合は、税関(通関担当部門)によりその旨がシステムに登録される。

(2) 特定輸出申告の撤回

イ 特定輸出申告の撤回手続

システムを使用した特定輸出申告について、関税法基本通達67-1-10(輸出申告の撤回の取扱い)により特定輸出申告を撤回する場合は、特定輸出許可までの間に、申告官署の通関担当部門に申し出た上で、申告撤回理由等を記載した「輸出申告撤回申出書」(税関様式C第5240号)1通を提出する。

なお、システムを使用した特定輸出申告後に変更不可項目の変更が必要となった場合についても申告を撤回することとなることから留意すること。

ロ 特定輸出申告の撤回情報の登録

前記イ(特定輸出申告の撤回手続)により、特定輸出申告の撤回が認められた場合は、税関により撤回の旨がシステムに登録される。

(3) 特定輸出申告の手作業移行

イ 手作業移行事由

システムを使用した特定輸出申告又は特定輸出許可内容変更申請について、次のいずれかの事由によりシステムによって処理をすることができない場合は、手作業に移行することとなる。

(イ) 大額申告の場合であって、特定輸出申告の変更又は特定輸出許可後の変更により、申告欄数が99欄を超えることとなった場合。

(ロ) 特定輸出申告後の変更又は許可後の変更が合わせて9回を超えることとなった場合。

(ハ) その他システムによって処理することができない場合。

ロ 手作業移行手続

前記イ（手作業移行事由）により特定輸出申告を手作業に移行する場合は、申告官署の通関担当部門に手作業移行の旨を申し出た上で、次による。

（イ）特定輸出申告の手作業移行

特定輸出申告に係る変更後の内容に基づき、特定輸出申告書を作成し、システムにより配信された「特定輸出申告控（大額）」（出力情報コードについては、別紙6（許可内容変更申請入力控情報）参照）又は「特定輸出申告控（少額）」（出力情報コードについては、別紙6（許可内容変更申請入力控情報）参照）を添付して、申告官署の通関担当部門に提出する。

なお、提出部数は3通（原本、統計用、許可書用）とするが、統計計上を必要としない場合は2通とする。

また、申告年月日は、「特定輸出申告控（大額）」（出力情報コードについては、別紙6（許可内容変更申請入力控情報）参照）又は「特定輸出申告控（少額）」（出力情報コードについては、別紙6（許可内容変更申請入力控情報）参照）に出力された申告年月日を記載し、申告番号については、システムにより自動的に付与された申告番号によらず、別途税関が定める申告番号を記載する。

（ロ）特定輸出許可内容変更申請の手作業移行

特定輸出許可内容変更申請の内容に基づき特定輸出申告書を作成し、システムにより配信された「特定輸出許可通知情報（大額）」（出力情報コードについては、別紙4（許可通知情報）参照）又は「特定輸出許可通知情報（少額）」（出力情報コードについては、別紙4（許可通知情報）参照）を添付して申告官署の通関担当部門に提出する。

なお、提出部数は2通（原本、統計用）とし、申告年月日は、「特定輸出許可通知情報（大額）」（出力情報コードについては、別紙4（許可通知情報）参照）又は「特定輸出許可通知情報（小額）」（出力情報コードについては、別紙4（許可通知情報）参照）に出力された申告年月日を記載する。

ハ 手作業移行情報の登録

前記ロ（手作業移行手続）により手作業移行が認められた場合は、税関により手作業移行の旨がシステムに登録される。

なお、特定輸出許可後の手作業移行情報がシステムに登録されることにより、特定輸出申告の申告情報はシステムから削除されるが、貨物情報は輸出許可済みの状態であることから、搭載までシステムを使用することができる。

（4）不積返送承認

イ 不積返送承認の手続

特定輸出申告の許可と運送の承認を併せて受けた貨物について、積込港で積まれることなく運送を承認した税関官署へ返送する場合は、関税法基本通達63-16（輸出又は積戻し貨物の運送）(5)により、「不積返送申出」2通（原本及び到着証明書用）を作成し、システムにより配信された「特定輸出許可通知書（大額）」（出力情報コードについては、別紙4（許可通知情報）参照）又は「特定輸出許可通知書（少額）」（出力情報コードについては、別紙4（許可通知情報）参照）を添付して申告官署の通関担当部門に提出する。

ロ 不積返送承認情報の登録

前記イ（不積返送承認の手続）による不積返送申出については、代表する蔵置場（税関の登

録において入力される蔵置場) に特定輸出許可済貨物の全量が蔵置されている場合に限り認められ、認められた場合は、税関によりその旨がシステムに登録される。

(5) 特定輸出許可の取消し

イ 特定輸出許可の取消し手続

特定輸出許可を受けた貨物が輸出されないこととなった場合又は輸出の許可を受けている必要なくなった場合、特例輸出貨物の輸出許可取消申請をシステムで行うときは、税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第18節(輸出取止め再輸入申告及び特例輸出貨物の輸出許可取消申請手続)による。また、関税法基本通達67の4-1(特例輸出貨物に係る輸出の許可の取消しの申請手続)の規定により、特例輸出貨物の輸出許可取消申請を行うときは、「特例輸出貨物の輸出許可取消申請書」(税関様式C第9100号)2通を作成し、システムにより配信された「特定輸出許可通知書(大額)」(出力情報コードについては、別紙4(許可通知情報)参照)又は「特定輸出許可通知書(少額)」(出力情報コードについては、別紙4(許可通知情報)参照)を添付して申告官署の通関担当部門に提出する。

このほか、関税法基本通達67の4-2(特例輸出貨物に係る輸出の許可の取消し)に基づく次のいずれかの事由に該当した場合は、税関により特定輸出許可が取り消される。

- (イ) 特定輸出申告の品名と特例輸出貨物が相違することが判明した場合。
- (ロ) 特定輸出申告ができない貨物について特定輸出申告を行い、輸出の許可を受けていたことが判明した場合。
- (ハ) 事故その他の事由により、特例輸出貨物が特定輸出申告の品名と異なることとなった場合。

ロ 特定輸出許可取消情報の登録

前記イ(特定輸出許可の取消し手続)により許可が取り消された場合又は取消し事由に該当した場合、税関により取消しの旨がシステムに登録される。

(6) 登録又は解除等の通知

前記(1)(貨物情報がシステムに登録されている貨物に係る特定輸出許可情報の登録)から(5)(特定輸出許可の取消し)までにより、税関が許可等情報を「許可・承認等情報登録(輸出通関)」業務(業務コード:PAE)を利用しシステムに登録した場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

| 出力情報 | 出力情報コード | 出力条件 | 配信先 |
|------------------------|---------|---|---------------|
| 許可・承認等 登録通知情報(輸出通関) | AAE4521 | 次の許可等に係る情報がシステムに登録された場合。 ・特定輸出許可 ・特定輸出許可取消 ・不積返送承認 ・特定輸出許可後の手作業移行 | 通関蔵置場 (注1) |
| | | 特定輸出許可取消の場合。 | 申告者(注2) |
| 解除・取消通知情報(輸出通関) | AAE4531 | 次の許可等の取消しに係る情報がシステムに登録された場合。 ・特定輸出許可 | 通関蔵置場 (注3) |

| 出力情報 | 出力情報コード | 出力条件 | 配信先 |
|------|---------|---|---------|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定輸出許可取消 ・ 不積返送承認 ・ 特定輸出許可後の手作業移行 | |
| | | 特定輸出許可取消の場合。 | 申告者（注2） |

（注1） 申告から当初搬入前までの間に税関により特定輸出許可取消しの情報がシステムに登録された場合は、貨物の搬入予定蔵置場及び代表する通関蔵置場として税関が入力した通関蔵置場に配信される。

（注2） 特定輸出許可内容変更の申請が行われている場合であって、申請者が当初申告者と異なる場合は、申請者にも配信される。

（注3） 運送中に税関により次の許可又は承認等次の情報がシステムに登録された場合は、貨物の搬入予定蔵置場及び代表する通関蔵置場として税関が入力した通関蔵置場に配信される。

- ① 輸出許可
- ② 特定輸出許可取消
- ③ 輸出等許可後の手作業移行